

保育所等の運営に関する改善事項

(こども未来戦略(加速化プラン)、令和6年度予算案等における対応)

職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)

○4・5歳児職員配置基準の改善(30:1→25:1)

・こども未来戦略を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

(※)チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。

※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について、令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善(+5.2%)を行う。

○保育・幼児教育分野における継続的な見える化を法定化

保育所等における負担軽減

○処遇改善加算の関係書類の見直し

・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止(※)する。

※代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出。

・引き続き、事務の簡素化や令和7年度に向けた加算の一本化について検討を行う。

○保育補助者の配置関係(R6予算案)

・潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を持つ者も保育補助者として配置することができることとする(補助対象期間は1年を限度)。

○DX関係(R5補正予算、デジタル行財政改革)

・給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握して、標準化やデジタル化を進めるための調査研究事業を実施。

○ICT関係(R5補正予算)

・ICT化推進等事業の対象とする4つ目の機能として実費徴収等のキャッシュレス決済を追加。

・自治体がICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置した場合、補助率を高上げ。(市町村の補助率は1/4→1/12)

○虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について(通知)

・指導計画の作成や園児の記録に関する書類等の見直しによる保育士等の負担軽減に資する取組について通知(令和5年5月)。

公定価格の改善

○地域区分の見直し

・令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

○主任保育士専任加算の要件の見直し

・0歳児の利用に係る新たな要件を創設。

(※)①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、0歳児3人以上の要件を満たしたものと取り扱う。

○主幹教諭等専任加算の要件の見直し

・幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

○小学校接続加算の見直し

・中教審答申を踏まえ、小学校と協働して架け橋期のカリキュラムを編成している場合に加算額を引き上げる。